



2024年2月14日

各位

会社名 株式会社 サンリオ  
代表者名の代表取締役 辻 朋邦  
役職氏名 社長  
(コード番号 8136 東証プライム市場)  
問合せ先 専務取締役 岸村 治良  
電話番号 03 (3779) 8058

## 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 株式分割の目的

株式分割を通じて当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大と株式の流動性の向上、そして株式市場において当社の本源的な価値を適正に評価していただくことを目的としております。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

2024年3月31日(日)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2024年3月29日(金))を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数 (注)

株式分割前の発行済株式総数	普通株式 85,136,101株
今回の分割により増加する株式数	普通株式 170,272,202株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式 255,408,303株
株式分割後の発行可能株式総数	930,000,000株

(注) 株式分割前の発行済株式総数は、2024年2月29日に予定している自己株式の消却後における株式数であり、分割により増加する株式数及び分割後の発行済株式総数は、これを基に算出しております。

#### (3) 分割の日程

基準日公告日(予定)	2024年3月15日(金)
基準日	2024年3月31日(日)
効力発生日	2024年4月1日(月)

#### (4) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。(下線は変更部分を示します。)

変更前の定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3億1千万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9億3千万株</u> とする。

(3) 変更の日程

定款一部変更の効力発生日 2024年4月1日(月)

4. 株主優待制度の変更について

当社は、毎年3月31日時点の株主名簿に記録された株主様に対し、その保有株式数に応じて、株主優待品をお贈りしております。本日の取締役会にて決議された、2024年4月1日を効力発生日とする株式分割に伴い、株主優待制度を変更する予定です。

今回の株式分割に伴う新株主優待制度は、2024年9月30日時点の株主名簿に記録された株主様に対して贈呈するものから適用いたします。只今、その内容を検討しているところであり、具体的な内容につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

5. 期末配当

今回の株式分割は、2024年4月1日を効力発生日としておりますので、2024年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上